

JEITA

電子情報技術産業協会規格

Standard of Japan Electronics and Information Technology Industries Association

JEITA ED - 2511B

液晶表示デバイスに関する用語及び文字記号

**Terms, definitions and letter symbols
for Liquid Crystal Display devices**

1989年6月制定

1994年12月改正

2007年3月改正

作 成

電子ディスプレイ標準化委員会

Technical Standardization Committee on Electronic Display Devices

発 行

社団法人 電子情報技術産業協会

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

液晶表示デバイスに関する用語及び文字記号

Terms, definitions and letter symbols for Liquid Crystal Display devices

1. **適用範囲** この規格は、(社)電子情報技術産業協会(以下、JEITA という。)が制定する液晶表示デバイスに関する規格類で共通的に使用する用語及び文字記号(量記号と単位記号)について規定する。

備考 この規格の関連規格及び参考文献を、**付表**に示す。

2. 用語

2.1 **分類** 用語の分類は次による。

- (1) 基本用語
- (2) 物性に関する用語
- (3) 構成要素(パネル及びモジュール)に関する用語
- (4) 特性及び仕様に関する用語

2.2 **選択基準** 液晶表示デバイスに関する用語で各規格に共通的に使用されるものを選択し、特定規格だけで使用されている用語はその規格で定義されるものとして採択していない。

2.3 表中の記述に関する注意事項

- (1) 「用語」及び「対応英語」の項に複数個用語が併記されている場合 同義語が複数個あることを示す。使用される頻度が多い順に並べた。
- (2) 「意味」の項に①及び②がある場合 意味が2個あることを示す。使用される頻度が多い順に並べた。
- (3) ()がある場合 場合によって使い分けられることを示す。

例 2.4.1.4 液晶(表示)パネル

→「液晶表示パネル」又は「液晶パネル」を示す。

- (4) { }がある場合 { } で置き換え又は代替される部分をアンダーラインで示した。

例 2.4.1.22 発光型ディスプレイ {表示装置}

→「発光型ディスプレイ」又は「発光型表示装置」を示す。

「発光型ディスプレイ表示装置」ではない。

- (5) []がある場合 使用しない方が望ましいことを示す。

例 2.4.3.109 付加容量 [保持容量] [補助容量]

→「保持容量」、「補助容量」は使用しない方が望ましい。